

家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらない

家屋の評価替えには、再建築価格（評価当初の価格）に経年劣化を減点補正する「経年減点補正率」のほか、「再建築費評点補正率」（建築物価上昇率）を掛けて求められます。今回の評価替えでは、建築物価が上昇している関係から、評価額が据え置かれていた場合があります。

■軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に対して課税されます。

使用していない軽自動車の廃車手続きをしていない場合は、軽自動車税が課税され続けますので、早めに手続きをしてください。

納税通知書 5月上旬に送付します。



■後期高齢者 医療保険料

この保険料は、北海道後期高齢者医療連合の加入者となり納めていただくものです。保険料率などは、昨年度と同率となりますので、納入通知書でご確認ください。

納入通知書 普通徴収の方は、6月中旬に送付します。

年金から特別徴収となる方は、7月中旬に決定通知書を送付します。

※申し出により口座振替に切り替えることができますので、ご希望の方は、事前にご連絡ください。

減免について

減免とは、納付すべき額の一部または全部を免除するものです。

次の事項に該当すると思われる方は、納税通知書が届いてから納期限の7日前までに申請してください。

※申請に必要なものは、事前にお尋ねください。

平成 27 年度 町税等納期限一覧表

納期限	期別	税目等	期別	税目等
6月 1日	全	軽自動車税		
6月 30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
7月 31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
8月 31日	2	町・道民税	3	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月 30日	2	固定資産税	4	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
11月 2日	3	町・道民税	5	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
11月 30日	3	固定資産税	6	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
12月 28日	4	町・道民税	7	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

※上記の納期限については、月末が土日の場合、翌日になっています。

▼軽自動車税の減免
軽自動車の所有者（使用者）本人やご家族に一定の障がいがあるなどの場合に、減免を受けることができます。

▼その他の減免
解雇・病気・災害などで以前より著しく所得が減少したなどの場合に、減免を受けることができます。

ただし、生計を一にする方の資力の状況などにより生活に支障がないと認められるときは、受けられません。

軽自動車税の税率について



二輪や小型特殊自動車（農耕用）などは、平成 26 年度に法律改正され、平成 27 年度から引き上げ後の税率が適用される予定でしたが、平成 27 年 3 月の法律改正により、適用開始が 1 年間延長となり、他の軽自動車（四輪）と同様に、平成 28 年度から適用されることになりました。

税額等につきましては、あらためてお知らせしますが、詳しくは、町ホームページの「お知らせ」をご覧ください。